

官報

(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕

○ 経済産業省関係総合特別区域法第五十三條に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令の一部を改正する省令
(内閣府・経済産業一)

〔省令〕

○ 登記事務委任規則の一部を改正する省令 (法務二、三)
○ 旅客自動車運送事業運輸規則の一部を改正する省令 (国土交通三)

〔告示〕

○ 法務省関係総合特別区域法第五十三條に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置を定める件の一部を改正する件
(内閣府・法務一)

○ 統計法第二条第四項第三号の規定による基幹統計の指定の変更を同法第七条の規定に基づき公示する件
(総務七)

○ 著作者の実名登録の件 (文化庁三)

○ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき船級協会の登録を更新した件 (国土交通八四)

〔官庁報告〕

官庁事項

総合特別区域基本方針の一部変更について (内閣府)

〔公告〕

諸事項

裁判所

破産、免責、特別清算、再生関係
特殊法人等
公認会計士等の登録及び登録抹消、平成三十年度管理業務主任者試験合格者関係

地方公共団体

教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、公示送達関係

会社その他

会社決算公告

府令・省令

○ 内閣府令第一号 経済産業省令第一号

総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)第五十三條の規定に基づき、経済産業省関係総合特別区域法第五十三條に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。
平成三十一年一月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三
経済産業大臣 世耕 弘成

経済産業省関係総合特別区域法第五十三條に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令の一部を改正する省令
経済産業省令第八号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第一条 総合特別区域法(以下「法」という。)第三十一條第一項の指定を受けた地方公共団体(以下「指定地方公共団体」という。)が、法第三十五條第二項第一号に規定する特定地域活性化事業として、地域活性化総合特別区域ガス融通事業(一のコンビナート地域内の事業者がその製造するガス(当該一のコンビナート地域内の事業者が自ら使用するものを除く。)を当該一のコンビナート地域内の他の事業者に通ずる事業をいう。)を定めた地域活性化総合特別区域計画(同条第一項に規定する地域活性化総合特別区域計画をいう。以下同じ。)について、内閣総理大臣の認定(法第三十八條第一項に規定する認定をいう。以下同じ。)を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該一のコンビナート地域内の他の事業者は、当該一のコンビナート地域内の事業者とガス事業法施行規則(昭和四十五年通商産業省令第九十七号)第一百六十七條に規定する密接な関係を有するものとみなす。</p>	<p>第一条 総合特別区域法(以下「法」という。)第三十一條第一項の指定を受けた地方公共団体(以下「指定地方公共団体」という。)が、法第三十五條第二項第一号に規定する特定地域活性化事業として、地域活性化総合特別区域ガス融通事業(一のコンビナート地域内の事業者がその製造するガス(当該一のコンビナート地域内の事業者が自ら使用するものを除く。)を当該一のコンビナート地域内の他の事業者に通ずる事業をいう。)を定めた地域活性化総合特別区域計画(同条第一項に規定する地域活性化総合特別区域計画をいう。以下同じ。)について、内閣総理大臣の認定(法第三十八條第一項に規定する認定をいう。以下同じ。)を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該一のコンビナート地域内の他の事業者は、当該一のコンビナート地域内の事業者とガス事業法施行規則(昭和四十五年通商産業省令第九十七号)第四條に規定する生産工程、資本関係、人的関係等における関係を有するものとみなす。</p>

この命令は、公布の日から施行する。